

第1章 交通安全推進隊の概要

1 組 織

- (1) 交通安全推進隊は、県に登録したボランティアで構成し、原則として小学校区ごとに設置します。 1つの隊は2名から20名程度を想定しています。
- (2) 交通安全推進隊は、名称及び規約を定め、代表者を置くものとします。
規約の見本を2ページ目に掲載しておりますので、参考にしてください。
また、地域の方であれば誰でも推進隊に参加できるように、原則として名称には特定の組織名（PTAなど）を使用しないでください。

2 任 期（活動期間）

現 任 期：令和6年9月1日から令和9年8月31日

次期任期：令和9年9月1日から令和12年8月31日

3 活 動

- (1) 交通安全推進隊としての活動を始める前に、隊員同士で話し合っ活動計画を立てましょう。なお、交通安全推進隊は、月1回以上の活動をお願いしています。学校の休業期など活動できない月もあるかと思いますが、すべての隊員が年間を通じて月1回以上活動できるように活動計画を立ててください。
- (2) 活動内容は下記の例示を参考に、地域の実情等を考慮して決めてください。
- ① 通学路などにおける街頭監視、保護・誘導
 - ② 交通安全に関する高齢者宅訪問活動
※個人情報保護法令の定めにより、県や県警、市町村は高齢者名簿の提供ができません。
あらかじめご承知おきください。
 - ③ その他、地域の実情に応じた活動
 - ア．交通安全講習会の開催及び協力
 - イ．自転車の安全利用に関する広報啓発活動
 - ウ．交通安全運動の行事など、警察署と連携した街頭での広報啓発活動
 - エ．その他、交通安全意識の普及・浸透に資する活動、市町村が必要と認めた活動
- (3) 活動の際は、市町村、学校及び他の交通安全推進団体と連携を図ってください。
- (4) くらし安全推進課や警察は、交通安全推進隊の活動が効果的に進められるよう助言や調整を行いますのでご相談ください。

4 活動時の留意事項

- (1) 交通安全推進隊の活動は、歩行者や運転者等に対して強制力を伴わないボランティア活動です。トラブルに巻き込まれないよう、指導に行き過ぎのないように注意してください。
- (2) 交通安全推進隊の隊員であることを明確にするため、「登録証」を携帯し、所定の帽子、蛍光ベストを着用してください。
- (3) 活動にあたっては、千葉県警察本部が作成した「子供の誘導要領」を参考にしてください。
- (4) 可能な限り複数名で活動するなど、自らの危険防止・事故防止にも努めてください。万が一事故にあった場合は、速やかに県の窓口（最終ページ）にご連絡ください。
- (5) 各種感染症、インフルエンザ、熱中症等に対する健康管理対策を十分行った上での活動をお願いします。

5 交通安全推進隊への支援

- (1) 万が一の事故に備えて「ボランティア活動保険」に加入しています。
- (2) 交通安全推進隊であることを表す「登録証」と「帽子」を交付します。また、「蛍光ベスト」と通学路等での誘導に使用する「横断旗」を貸与します。
- (3) 地域ごとに研修会を実施します。
- (4) 活動に必要な資料や反射材、チラシや啓発グッズなどを提供しますので、ご相談ください。また、交通安全に関する情報を随時提供しますので、活動の参考にしてください。